

2 政府に対する意見の理由及び背景

1 特定秘密文書の管理関係

各行政機関においては、保全教育等を通じ特定秘密に対する職員の意識及び理解を徹底し、その上で適切な管理がなされているか改めて確認すること。特に不適切な管理事案が発生した行政機関については、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施すること。また、引き続き適合事業者等における秘密保全状況の把握に努め、必要に応じて立入検査等を行うなど情報管理に万全を期すこと。

(理由及び背景)

行政機関における特定秘密文書の不適切な管理事案は、これまでも繰り返し発生しており、その都度、当審査会としても管理を徹底するよう指摘してきた。昨年の審査会意見においても、特定秘密文書の誤廃棄事案等が複数発生した事態を重く捉え、各行政機関に対し、再発防止策を講じるよう強く求めたところである。

当審査会の指摘を受け、政府として文書管理の強化、職員の教育の徹底等対策を講じるとしたにもかかわらず、今調査対象期間中も、令和3年5月に、経済産業省において、不適切な管理が行われている特定秘密文書が発見され、同年9月には、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室において特定秘密文書の持ち出し事案が発覚した。

その他、令和4年3月には、適性評価を受け特定秘密にアクセス可能であった国家安全保障局の幹部職員が、特定秘密等の実質秘は含まないものの政府の非公開文書を外部に流出させていたことが発覚した。今回は特定秘密に係る非違行為は無かったとするものの、万一、漏えい事案が発生した場合には、情報提供元との信頼関係を損なうことで我が国の情報収集活動に支障を及ぼすだけでなく、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼を失うことにもなりかねない事案である。

以上の不適切事案に共通するのは、職員の意識や理解不足に起因する特定秘密に対するずさんな取扱いである。各行政機関においては、保全教育等を通じた職員の意識及び理解の向上を図ることはもとより、現在の管理体制を改めて確認した上で必要に応じて管理手続を見直すなど、より厳格な運用を行うことを求めるものである。特に、事案が発生した行政機関については、その原因を検証し、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施することを求める。

また、防衛関連企業等に対するサイバー攻撃等が深刻化しているのに対し、企業側の認識や情報管理体制が未だ不十分と考えざるを得ない報道等も散見される。このことから、適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、引き続き下請負先を含めた適合事業者の秘密保全体制等の状況の

把握に努め、必要に応じて立入検査等を行うなど情報管理に万全を期すよう求めるものである。

2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と国民への公表

各行政機関においては、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、当審査会に速やかに報告し、丁寧に説明すること。また、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めること。

(理由及び背景)

令和3年9月、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室において特定秘密文書の持ち出し事案が発覚した。この事案について説明を受けた際、当審査会は、特定秘密の漏えいの事実は確認されなかったものの、特定秘密文書が初めて外部に持ち出されていたという点で従来とは次元の異なる極めて重大な事案であるとの認識を持った。ところが、政府は当初、国民への公表について、例年6月頃に公表される国会報告への記載によるとしており、これまでの特定秘密文書の誤廃棄事案と同程度に考えていると思える対応を取ろうとしていた。これに対し、審査会では多数の委員から、事案の重要性に鑑み早期の公表が必要であると指摘する発言があり、当審査会として当該行政機関に対し、可及的速やかに事案を公表し国民に対し説明することを検討するよう強く要請した。これを受け政府において検討が行われ、3月中の公表に至ったことについては、当審査会が抱いた危機感に対し理解が得られたものと一定の評価をするものである。

また、委員からは、不適切な管理事案が生じた行政機関に対し、「漏えいの事実は無かった」と安易に報告するのではなく、どのような調査を行った結果漏えいの事実が確認されなかったのかなど、具体的な調査内容を丁寧に説明するよう指摘があった。各行政機関においては、不祥事案が生じた場合には、当審査会に対し速やかに報告するとともに、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、丁寧に説明するよう求めるものである。

さらに、万一今回のような事案が生じた場合には、国民から「何かを隠している」という疑念を抱かれぬよう特定秘密保護制度に対する信頼性確保の観点から、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めることを求めるものである。

3 審査会への対応関係

各行政機関においては、審査会意見で繰り返し当審査会への対応の改善を求めてきたことも重く受け止め、審査会での説明方法や資料の在り方について検討すること。なお、説明に当たっては、必要な場合には特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう求めた令和元年審査会意見の趣旨を踏まえ、引き続き真摯に対応すること。

(理由及び背景)

行政機関の当審査会への対応の在り方について、毎年のように指摘しているところであり、一部の行政機関で改善が見られてきたことは一定の評価をするものである。一方で、行政機関によっては、未だ説明方法や資料の提示の仕方が分かりにくいなど、基本的なところで時間を空費してしまうことがあった。そのため、当審査会が限られた時間の中で充実した調査が行えるよう各行政機関において、改めて説明方法や資料の在り方について検討し、改善を求めるものである。

また、当審査会は、令和元年審査会意見において、特定秘密の指定等の適正性を説明する過程で必要な場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう努めることを求めた。その趣旨は、厳格な保護措置を講じている審査会において各行政機関が丁寧に説明することで、特定秘密の指定の適正性を適切に判断することが可能となり、審査会の監視機能の信頼性を高めることになり、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼につながるものと考えからである。確かに、特定秘密にはサードパーティールールに関わるものもあり、情報提供元との信頼関係等から慎重に対応する必要があるものがあることは当審査会としても十分理解しているものの、その周辺情報の説明まで全て差し控えられてしまえば、当審査会として特定秘密の指定の適正性について十分な調査を行うことはできなくなる。

各行政機関においては、改めて当該意見の趣旨を確認した上で、必要な場合には不開示情報を含めた説明を積極的に行うなど、引き続き真摯に対応することを求めるものである。

4 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監においては、「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察について、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外から主体的に選択するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。

(理由及び背景)

独立公文書管理監は、政府部内の組織として特定秘密の指定・解除及び特定行政文書ファイル等の管理について検証・監察を行っており、当審査会としてもその活動内容に重大な関心を持ち、これまで検証・監察業務の強化に

係る様々な指摘を行ってきたところである。

具体的には、平成 29 年審査会意見を受け、平成 30 年 7 月、内閣情報調査室から各行政機関に対し通知²⁶が発出され、平成 30 年度から「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」（保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか）に関する検証・監察が独立公文書管理監の業務として追加された。

その後、当審査会は令和元年審査会意見において、当該検証・監察について、実効性向上に向けた取組を行うよう指摘したところであるが、委員から、保存期間 1 年未満の特定秘密文書全体の件数に対して、抽出調査した文書が 42 件というの少なすぎるのではないかと、また、文書の抽出に当たっては、「写し」以外の文書の中から独立公文書管理監が主体的に選定すべきとの指摘があった。このことから、実効性の向上については未だ道半ばであるという感が否めない。

当審査会としては、当該検証・監察については、コロナ禍での実施には困難が伴うことは認識しているが、十分機能することで特定秘密保護制度に対する国民の信頼性が高まると期待するものである。そのために、当該検証・監察においては、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外の文書の中から主体的に選定するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続することを求めるものである。

5 特定秘密指定書関係

各指定行政機関においては、特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となっているかよく精査すること。また、審査会において当該理由の説明を求められた場合には、不開示情報を含めより具体的に説明するよう努めること。

(理由及び背景)

特定秘密指定書には「指定の理由」が記載されているが、同じような内容のものが並び、個々の特定秘密の指定に至った事情に応じた書きぶりとはなっていないものが少なくない。確かに、特定秘密の内容それ自体を記載できないことは当然であるが、審査会の委員が特定秘密の指定の適否を判断する際、重要な材料である当該記述内容がその特定秘密の事情に則したものでなければ、指定要件の充足性等の判別が困難となり、審査会本来の役割を果たすこともできなくなる。そのような事態を回避するためにも、各指定行政機関においては、特定秘密指定書の「指定の理由」の記述内容を精査し、表現を考慮するなどすることにより可能な限り具体的に記載するよう求めるもの

²⁶ 「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」（平成 30 年 7 月 27 日）

である。

また、表現を考慮したとしてもなお具体的な記述に至ることが困難な場合が存在することは当然であり、審査会において、現状の記述を了としつつ当該理由を理解するため、より詳細な説明を求めることもあるので、その場合には、必要に応じて不開示情報を含め具体的に説明するなど、より踏み込んだ対応をするよう努めることを求めるものである。